

スーパーライト グリーン保険

〈傷害補償〉



40%割引

スーパーライトグリーン保険の特長

日常生活中のけがや法律
上の損害賠償責任、携行品
の損害等の補償を
お好みでご加入
できます。

自転車に乗っている際に、他人
にぶつかりけがをさせてしまっ
たときも、**示談交渉は原則として東京海上日動が行います!**
(国内での事故に限ります)

「家族型」をお選びの
方は、何人家族でも
変わらない
保険料で加入
できます!



1. 基本補償

例えば、こんな場合に保険金をお支払いします。(国内外問わず対象となります。) **急激かつ偶然な外来の事故または熱中症**



部品を搬送中、足に落としてけが



車両の扉に指が挟まってけが



駅の階段で転んでけが



料理中のけが



乗車中のけが



乗物にはねられた時のけが



(国内外)旅行中のけが



自転車から落ちてけが

(保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合についてはこのパンフレットの後記「補償の概要等」をご覧ください。)

2. 個人賠償責任(オプション)



子供が他人に
けがをさせてしまった



買い物中、
商品にぶつかって
商品を壊してしまった



風呂の水を止め忘れ
水漏れを起こし
階下の人に損害を与えた

自転車による加害事故例
**約9,520万円の
賠償判決!!**



判決事例

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

3. 携行品(オプション)

例えば、次のような携行中の身の回り品の損害に対し保険金が支払われます。



ゴルフ中、自分のグラブを
折ってしまった



テニス中、自分のラケットを
折ってしまった



旅行中、カメラを落として
壊した



通勤途中で
ハンドバックを奪われた

義務化が進んでいる
自転車の保険もこれで安心ね!



主な事故例



		被保険者	治療内容	お支払額	事故内容
主な事故内容	傷害(ケガ)	お子様	通院5日	20,000円	カレーを作っていて、包丁で指を切る。
		ご本人	通院3日	10,800円	自宅前を除雪中転倒し、右手首を捻挫。
		ご本人	通院60日	300,000円	真冬、通勤途中に転倒し、腰部骨折。
		ご本人	入院43日	286,200円	スキー中転倒、アキレス腱損傷。
	賠償	奥様	通院2日	6,400円	まな板を落とし、足指を打撲。
		奥様	入院37日	58,200円	階段で転倒し、腰部打撲。
		ご本人	通院3日	10,800円	車のドアに指をはさんだ。
		ご本人	入院41日	315,000円	バレーボール中、靭帯損傷。

傷害(ケガ・熱中症)補償

保険期間1年

※割引率の内訳は総合パンフレットP1特徴2をご参照ください。

基本セットのみ複数口ご加入いただくことができます。(最高5口まで)

補償内容		補償の対象者	セット名	死亡・後遺障害	入院 初日から補償 1日あたり	通院 初日から補償 1日あたり	手術	月払保険料 (1口あたり)
保険金額	(1口あたり)							
基本セット	個人型	本人	FT	100万円	3,000円	2,000円		640円
	夫婦型	本人	FU	160万円	3,000円	2,000円		1,160円
家族型	配偶者			100万円	2,500円	1,500円		
	本人		KA	130万円				1,590円
	配偶者			100万円	2,500円	1,500円		
	親族			100万円	1,500円	1,000円		
							入院中の手術 ：傷害入院保険金日額の10倍 (*1)	

※家族型の被保険者(補償の対象者)の範囲につきましては、総合パンフレットP2をご参照ください。

(*1)傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。



		セット名	保険金額	月払保険料
オプション	個人賠償責任 補償特約 ⚠ 重複注意	家族型	B	国内無制限 国外1億円
	外出先で身の回りの品が破損や盗難などにより損害を被った場合 自己負担額 3,000円	個人型 K1		160円
オプション	携行品			110円
	外出先で身の回りの品が破損や盗難などにより損害を被った場合 自己負担額 3,000円	夫婦型 K2	30万円	130円
	補償対象外となる主な「携行品」はP4をご参照ください。			170円
オプション	ホールインワン・ アルバトロス 費用	個人型 H1	30万円	200円
	ホールインワン・ アルバトロスを達成したとき 日本国内のみ 本人のみ補償	個人型 H2	50万円	380円

スーパーライトグリーン保険のオプション「個人賠償責任補償特約」「携行品特約」「ホールインワン・アルバトロス費用」は、必ず傷害補償基本セットへのご加入が必要です。

団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間:1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等をご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)。

傷害補償

■保険の対象となる方がケガ^{(*)1)(*)2}をした場合に保険金をお支払いします。

■「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合は、「交通事故等」^{(*)3}により、保険の対象となる方がケガ^{(*)1)(*)2}をした場合に保険金をお支払いします。

(*)1)ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

(*)2)(*)1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

(*)3)交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の交通乗用具^{(*)4}との衝突、接触等の交通事故
- 運行中の交通乗用具^{(*)4}に搭乗している間の事故
- 乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
- 交通乗用具^{(*)4}の火災による事故 等

(*)4)自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちむち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	等 <「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされない場合のみ> ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
手術保険金	治療を目的として、 <u>公的医療保険制度</u> に基づく <u>医科診療報酬点数表</u> により手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{(*)1} または先進医療 ^{(*)2} に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。 ^{(*)3} (*)1)傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 (*)2)「先進医療」とは、 <u>公的医療保険制度</u> に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、 <u>公的医療保険制度</u> の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 (*)3)1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	等 <「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合のみ> ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ●職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ●職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ●極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等 ^{(*)4} を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 (*)1)ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。	等 <「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合のみ> ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ●職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ●職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ●極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ

賠償責任に関する補償

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■電車等^{(*)1}を運行不能にさせた場合</p> <p>■国内で受託した財物(受託品)^{(*)2}を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>(*)1) 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>(*)2) 以下のものは受託品には含まれません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p>	<p>●ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</p> <p>●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任^{(*)1})によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>●保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>●保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物^{(*)2}の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>●航空機、船舶、車両^{(*)3}または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>●以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</p> <p>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</p> <p>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</p> <p>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>■受託品の電気的または機械的事故</p> <p>■受託品の置き忘れまたは紛失^{(*)4}</p> <p>■詐欺または横領</p> <p>■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</p> <p>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊</p> <p>(*)1) 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導^{(*)5}中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>(*)2) 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>(*)3) 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>(*)4) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>(*)5) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>

財産に関する補償

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額: 1事故について3,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p>	<p>●ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>●保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</p> <p>●無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</p> <p>●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>●保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</p> <p>●自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</p> <p>●保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</p> <p>●保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>●電気的または機械的事故に起因する損害</p> <p>●保険の対象の置き忘れまたは紛失^{(*)1}に起因する損害</p> <p>●詐欺または横領に起因する損害</p> <p>●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</p> <p>●保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害</p> <p>(*)1) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

費用に関する補償

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>■下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス）</p> <p>①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者^(*)1)</p> <p>■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等^(*)2)を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者^(*)1)の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいている中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。</p> <p>既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者^(*)1)およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。</p> <p>(*)1) 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>(*)2) 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<p>●保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>●保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>●ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>●パーゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先・取扱代理店

JR北海道グループ保険センター TEL：011-805-0045